



長門市一般不妊治療費助成制度

長門市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担を軽減するため、山口県の助成範囲を超えたご負担に対して、市単独の助成を行っています。

対象となる治療 ※医療保険適用の不妊治療

- ・一般不妊治療（タイミング法、薬物療法、検査手術等）
- ・人工授精（ただし、山口県人工授精費助成事業で申請したものを除く）

一般不妊治療

◇所得制限はありません

人工授精

山口県人工授精費助成事業で助成を受けた場合（上限9千円）はその額を除く

一般不妊治療・人工授精あわせて

10万円を助成

※1年度あたりの上限額

対象者

- ・市内に居住する法律上の夫婦であること（年齢制限はありません）
- ・夫または妻が医療保険各法の被保険者、組合員または被扶養者であること
- ・産婦人科、泌尿器科で治療を受けていること

対象となる費用（令和8年4月1日以降の治療費） ※医療保険適用の不妊治療の自己負担分

- ・当該医療費に対する他の法令に基づく給付及び付加給付金がある場合は、その額を除いた金額
- ・山口県不妊治療（人工授精）費助成事業助成額を除いた金額
- ・医療保険各法の規定による入院時食事療法に係る療養を受ける者については、当該入院時療養費の給付に関するこれらの法律に規定する標準負担額を除いた金額

助成額・助成期間

- ・1年度あたり10万円を上限とし、通算5年間助成（山口県内の他市町の助成額を含む）
※ただし、3年目以降は医師が必要と判断したものに限る

提出書類

- ・一般不妊治療費助成事業申請書
- ・一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（領収書添付）
- ・住民票（1か月以内に発行されたもの）
※夫婦両方の住民票（続柄記載）が必要
- ・法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1か月以内に発行されたもの）
- ・所得課税（非課税）証明書

申請受付窓口および問合せ先

〒759-4192 長門市東深川1326番地6 長門市健康増進課（長門市保健センター）
TEL：0837-23-1132 FAX：0837-23-1168
受付時間：平日（年末年始を除く8:30～17:15）

